

植物防疫所 『植物防疫情報』

<http://www.maff.go.jp/pps/>

No.20

発行所：農林水産省 那覇植物防疫事務所
〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-11-1
那覇港湾合同庁舎内
TEL 098-868-0715
ISSN 2186-1625

平成28年2月24日現在

植物防疫所のホームページ（<http://www.maff.go.jp/pps/>）では、法令改正や輸出入植物検疫に関する以下の最新情報を提供しています。

【法令改正関係情報】

- 【輸入】植物防疫法施行規則の別表2の付表第17が改正されるとともに、「タイ産キオウサウエイ種、チョークアナン種、ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種、マハチャノ種及びラッド種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準」及び「タイ産マンゴウの生果実に関する植物検疫実施細則」が改正されました（平成28年2月24日）
- 【国内】プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令及び告示が一部改正されました（平成28年2月5日）
- 【国内】ミカンコミバエ種群の緊急防除に関する省令、告示及び関係通知が制定されました（平成27年12月11日）

【植物検疫関係情報】

- 【輸出】台湾の品目別検疫条件一覧表（携帯品）の玄米の条件を更新しました（平成28年2月16日）
- 【輸出】各国の輸入規則等詳細情報のマレーシアの情報を更新しました（平成28年2月16日）
- 【輸出】日本産かんきつ類のタイ向け輸出生産地域の追加等について（農林水産省ホームページ 平成28年1月29日）
- 【輸入】「台湾産ポンカンの日本向け輸出の停止について」を掲載しました（平成28年1月13日）
- 【輸入】植物防疫法に基づく輸出入検査等に係る不適切な事例を更新しました（平成28年1月6日）
- 【輸入・国内】情報誌「植物防疫所病害虫情報 No. 107」を掲載しました（平成27年12月28日）
- 【輸出】各国の輸入規則等詳細情報のオーストラリアの情報を更新しました（平成27年12月28日）
- 【輸出】各国の輸入規則等詳細情報、品目別検疫条件一覧表（貨物、携帯品及び郵便物）及び輸入木材こん包材に関する各国の情報のうちオーストラリアの情報を更新しました（平成27年12月4日）
- 【輸出】各国の輸入規則等詳細情報の南アフリカの情報を更新しました（平成27年12月2日）
- 【国内】ミカンコミバエ種群の誘殺状況を掲載しました（平成27年12月2日～平成28年2月24日）

目 次

* 法令改正関係情報、植物検疫関係情報 -平成28年2月24日現在-	表紙
* ウメ輪紋ウイルス調査の現状	1
* 品目別に発見される病害虫とその傾向について ～バナナ生果実～	3
* ミカンコミバエ種群の緊急防除	4
* タイ王国向けカンキツ類生果実の輸出検査 ～三重県南紀地域からのウンシュウミカン輸出～	5
* ベトナム産条件付きマンゴー生果実本邦初輸入	5
* EU向けカンキツ類生果実の輸出について	6
* 沖縄大交易会（国際食品商談会）に輸出植物検疫相談ブースを開設	6
* 試験研究のために輸入禁止品の輸入許可を申請される方へ	7
* 海外から輸入した中古車両や農業機械などに土が付着していませんか！	7

ウメ輪紋ウイルス調査の現状

1. これまでの経緯

ウメ輪紋ウイルス（*Plum pox virus*（以下「PPV」という。))は、ウメ、スモモ、アンズ、モモ、ユスラウメなどに感染する植物ウイルスです。欧州では、PPVの感染により、モモやスモモなどの果実が、成熟する前に落果することにより、大きな被害が発生したとの報告があります。

平成21年4月、東京都青梅市のウメで、このウイルスを原因とするウメ輪紋病の発生が国内で初めて確認されました。国内のモモ、ウメなどに被害が拡大するのを防ぐため、感染樹の抜根、宿主植物の持ち出し禁止など植物防疫法に基づく緊急防除が平成22年2月から開始されました。なお、PPVに感染したウメでは、葉に明瞭なドーナツ状の輪（輪紋）などが生じます。

その後、全国各地で調査を行った結果、新たな地域でも、このウイルスが確認され、平成27年12月時点では、4都府県14市町（東京都（あきる野市、青梅市、日の出町、昭島市、八王子市、羽村市、福生市、奥多摩町）、愛知県（犬山市）、大阪府（富田林市）、兵庫県（尼崎市、伊丹市、川西市、宝塚市）の一部又は全域）が防除区域に指定されており、これら防除区域では、宿主植物の移動制限や感染のおそれがある宿主植物の廃棄などにより、まん延防止措置が取られてきました。



図 ウメの葉の病徴

2. 平成27年の調査概要

（1）防除区域などの調査

緊急防除を実施している防除区域及びその周辺地域で、PPVの感染調査を行いました。平成27年は、18,992園地（園地には民家も含まれています）、61,784本の宿主植物を対象に調査した結果、4都府県（東京都、愛知県、大阪府及び兵庫県）17市町の597園地で986本の感染植物を確認しました（表1）。

表1 防除区域などの調査結果
（平成27年は速報値）

調査年 （平成）	調 査 園 地 数	調 査 植 物 数	感 染 園 地 数	感 染 植 物 数
21	1,296	19,674	104	520
22	6,153	41,144	410	1,374
23	13,616	61,129	1,180	3,142
24	14,602	57,669	874	2,439
25	13,666	119,896	799	11,593
26	15,980	57,583	606	1,045
27	18,992	61,784	597	986

（2）広域調査

防除区域以外の地域でも、継続的に全国で発生の有無を確認する調査を行っています。PPVは、感染後、植物に病徴が生じるまで時間がかかることもあるため、その期間も考慮し、平成26年から平成28年までの3年間は、果樹生産地域でウイルスに感染していないことを確認するため、全国の果樹母樹（苗木生産用の穂木をとる樹）園地及び果樹用苗木生産地域に重点を置いた調査を実施しています。

また、平成26年までの調査で、感染植物が確認された地域を対象とした発生監視調査も併せて行っています。平成27年は、全国8,876園地の125,594本を調査した結果、13市町村の48園地で175本の感染植物を確認しました（表2）。

表 2 広域調査結果（平成 27 年は速報値）

調査年 (平成)	調査区域 ・園地数	調査 植物数	感染 園地数	感染 植物数
21	1,737	296,712	7	29
22	1,635	254,170	8	123
23	2,148	197,075	9	80
24	8,321	467,154	220	2,060
25	9,914	123,310	90	309
26	7,791	183,970	39	247
27	8,876	125,594	48	175

3. 緊急防除区域の状況

平成 27 年 10 月に開催された「平成 27 年度ウメ輪紋ウイルスに関する対策検討会（第 1 回）」では、平成 27 年の調査結果が専門家に諮られました。その結果、愛知県一宮市、犬山市、江南市、丹羽郡大口町及び扶桑町並びに大阪府河内長野市及び富田林市の一部地域を防除区域に追加すべきと判断されました。一方で、3 年間継続して感染が確認されなかった東京都及び兵庫県の一部地域については、根絶されたと判断されました。

この検討結果を踏まえ、平成 28 年 2 月 5 日付で「プラムボックスウイルスの緊急防除に関する省令」及び「プラムボックスウイルスの緊急防除に関する告示」の一部が改正され、同年 3 月 6 日付で施行されました。

4. PPV 防除の強化対策を実施

平成 26 年より、地元自治体の参加の下に行う、アブラムシによる感染拡大防止のための強化対策が新たに始まりました。これは、緊急防除区域の中で予め地区を決めて強化対策を実施するものです。平成 27 年は、東京都青梅市及び兵庫県川西市で強化地区が設定され、以下の対策が試みられています。

これら強化地区では、今年度実施した対策の状況を考慮の上で、専門家による PPV の感染拡大抑止効果の評価が行われることとなります。

(1) 調査

早期に感染植物を発見するため、年 3 回の全樹調査を実施。

(2) アブラムシ防除

PPV の宿主植物に寄生し、ウイルスを媒介する有翅アブラムシに対して年 2 回（春期及び秋期）の消毒を実施。

(3) 伐採

感染植物が確認された場合には、即時に伐採。

5. おわりに

平成 21 年の PPV 初確認以降、全国的に発生状況の調査を行った結果、平成 25 年頃にかけては、東京都青梅市の生産園地や民家など、また、兵庫県伊丹市や宝塚市の苗生産園地などを中心に、多くの感染植物が確認されました。

その後、都道府県の協力の下、感染植物及び感染のおそれがある植物の処分が順次進められ、平成 26 年以降は感染園地数及び感染植物数とも減少傾向にあります。一方で、平成 27 年の調査においても、これまで発生のなかった地域で新たな感染が確認されるなど、引き続き警戒を続ける必要があります。

PPV の早期根絶のためには、平成 28 年以降も継続的な取組が不可欠な状況です。調査や防除に関して、幅広い関係者のご理解とご協力を改めてお願いいたします。

品目別に発見される病害虫とその傾向について ～バナナ生果実～

日本にはさまざまな種類のバナナ生果実が輸入されています。青果店でよく目にするのはキャベンディッシュと呼ばれる種類で、フィリピン、エクアドル、グアテマラ、ペルーなどから年間 95 万 t 以上が輸入されています。その他にも小型のセニョリータ（モンキーバナナ）や外皮が赤みがあったモラード、料理用のカルダバなどの種類があります。成熟したバナナ生果実には果実類の重要害虫であるミバエ類が付着するため、植物防疫法ではミバエ類が分布している地域からの成熟したバナナ生果実の輸入を禁止しています。そのため、バナナ生果実は熟していない状態で輸入し、国内で追熟させて販売されています。

今回は、このバナナ生果実の輸入検査で発見される病害虫について紹介します。

コナカイガラムシ科

バナナ生果実の輸入検査で最も多く発見される害虫のグループです。体の表面に粉状の分泌物をまとったカイガラムシで、果実表面に付着し、マルカイガラムシ科及びアブラムシ科と同様に細胞内の内容物を吸汁加害します（図 1）。キャベンディッシュの輸入検査では、フィリピン産からはバナナコナカイガラムシ（*Dysmicoccus neobrevipes*）が、中南米産からはアメリカバナナコナカイガラムシ（*Dysmicoccus texensis*）やバナナオナゴコナカイガラムシ（*Pseudococcus elisae*）が頻繁に発見されています。また、フィリピン産モラードやカルダバなどからはココヤシコナカイガラムシ（*Nipaecoccus nipae*）がよく発見されています。

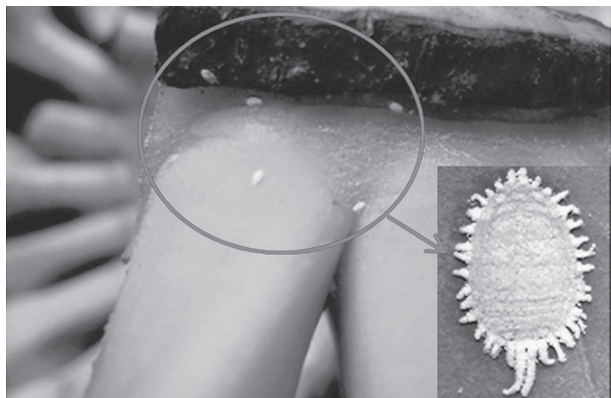


図 1 バナナ果柄部に付着した
バナナコナカイガラムシ（コナカイガラムシ科）

マルカイガラムシ科

小型で体表に分泌物でできた殻をもったカイガラムシで、殻の形は円いものから細長いものまでさまざまです。フィリピン産のバナナから発見されることが多く、キャベンディッシュをはじめいろいろな種類のバナナから、バナナナガカイガラムシ（*Pinnaspis musae*）、タコノキナガカイガラムシ（*Pinnaspis buxi*）、アカマルカイガラモドキ（*Aonidiella inornata*）、などが発見されています。コナカイガラムシやマルカイガラムシは、肉眼での種の特定が難しく、種を特定するためにはプレパラート標本を作製し、顕微鏡下で体の表面にある刺毛や分泌管などの形態を詳しく観察する必要があります。

アブラムシ科

クロスジコバネアブラムシ（*Pentalonia nigronervosa*）が果柄部から発見されます。さまざまな種類のフィリピン産バナナから発見されますが、特にカルダバから多く見つかります。

その他

上記以外にも、果実表面に寄生する殻をもたないカタカイガラムシ科などの害虫や、果実に褐色～黒褐色の斑点が認められるバナナ果実腐敗病（*Fusarium verticillioides*）などの病害も発見されています（図 2）。

このように、輸入されるバナナ生果実から発見される病害虫は、バナナの種類や原産地によって異なっており、国内に発生していないものも多く発見されることから、常に細心の注意を払って輸入検査を行っています。

（横浜植物防疫所コンテナー貨物担当）



図 2 バナナ果実腐敗病の症状

ミカンコミバエ種群の緊急防除

平成 27 年 9 月以降、鹿児島県奄美大島南部を中心に、数頭から数十頭規模のミカンコミバエ種群の誘殺が確認されました。このため、植物防疫所は鹿児島県及び関係市町村と連携し、(1) 調査用トラップの増設による発生状況の的確な把握、(2) ミカンコミバエ種群の雄の誘殺を目的としたテックス板（誘引・殺虫効果のある防除資材）の散布、(3) ミカンコミバエ種群の幼虫の寄生植物が確認された地点及びその周辺での殺虫剤の散布並びにミカンコミバエ種群の寄主植物の果実除去などの防除対策を強化しながら、ミカンコミバエ種群の定着防止を図ってきました。

しかし、10 月以降もミカンコミバエ種群の誘殺が多数確認されていること、同島の特産物であるポンカン、タンカンなどの収穫・出荷時期を迎え、島外への寄生果実によるまん延を防止するなど、より一層の防除対策強化が必要となったことから、11 月 4 日、農林水産省で害虫の専門家などの関係者による「ミカンコミバエ種群の防除対策検討会議」が開催されました。この会議の結果、ミカンコミバエ種群のまん延防止及び根絶に万全を期すこととし、植物防疫法に基づき「ミカンコミバエ種群の緊急防除に関する省令」及び「ミカンコミバエ種群の緊急防除に関する告示」が平成 27 年 11 月 13 日に公布され、12 月 13 日から緊急防除が行われています。

これにより、鹿児島県奄美市、大島郡宇検村、瀬戸内町、龍郷町及び大和村（以下、「防除区域」）



ミカンコミバエ種群

に存在するミカンコミバエ種群の寄主生果実（以下、「規制対象植物」）は、防除区域以外への移動が制限されることになりました。

規制対象植物には、ポンカン、タンカンなどのカンキツ類、スモモ、マンゴー、パッションフルーツなどの果実類全般、トマト、ピーマンなど果菜類などが該当します。また、防除区域内でミカンコミバエ種群が寄生している又はそのおそれがある規制対象植物は、植物防疫官の指示に従い、廃棄する必要があります。

現在、ミカンコミバエ種群のまん延防止及び根絶に向けて、有人ヘリコプターによるテックス板散布や寄主植物の果実除去などを地域の協力を得ながら関係者一丸となって取り組んでいます。また、防除区域外への規制対象植物の移動を未然に防止するため、海空港で取締りや広報を行っています。旅行者の皆様方には規制対象植物を島外に持ち出さないようご理解とご協力をお願いします。

（門司植物防疫所国内検疫担当）

タイ王国向けカンキツ類生果実の輸出検査 ～三重県南紀地域からのウンシュウミカン輸出～

三重県では、カンキツ類の栽培が盛んな生産地域として知られる熊野市、御浜町及び紀宝町のウンシュウミカンなどがタイ王国向けに輸出されています。

タイ王国は、日本の一部地域に発生しているミカンバエなどの侵入を防止するため、日本産カンキツ類生果実の輸入を禁止しています。このため、農林水産省はタイ王国と協議し、ミカンバエの発生が確認されていない地域内で生産されたことなどの植物検疫条件を満たす生果実に限り、平成 19 年にウンシュウミカン、平成 22 年に中晩柑類の輸出が認められることとなりました。

三重県は平成 22 年度から輸出を開始しました。平成 27 年度は 12 月に日本とタイ王国の検査官による合同輸出検査が御浜町内にある選果施設で実施され、この検査で合格したウンシュウミカン 10 t が名古屋港から海上コンテナで輸出され、現地でも好評で販売も順調とのことでした。

さらに、平成 28 年 2 月には、同地域から、晩生のカンキツ類である不知火（デコポン）、せとかの輸出検査が行われました。



輸出用のこん包を確認する日・タイ検査官

生産地域では、タイ王国向けに輸出量をさらに増加できるよう、輸出用生産地域の拡大などをめざしています。

(参考) ミカンバエ (ミバエ科 *Bactrocera tsuneonis*)
体長約 10 mm、体色は赤褐色から褐色で、カンキツ類の果実に寄生するハエ。成虫は 7 月下旬から 9 月上旬にカンキツ類の果実内部に産卵し、卵からふ化した幼虫が果肉部を食害する。

(名古屋植物防疫所四日市出張所)

ベトナム産条件付きマンゴー生果実本邦初輸入

平成 27 年 9 月 17 日、植物防疫法関係規則が改正され、ベトナム産カッチュー種マンゴー生果実で、一定の条件を満たすものについて輸入できるようになりました。

マンゴー生果実は、日本が侵入を警戒している重要害虫のミカンコミバエ種群及びウリミバエの寄主植物のため、これまでベトナムから日本への輸入が禁止されていましたが、同国で生産されたカッチュー種のマンゴーで、現地の消毒施設で蒸気による消毒を行い、船積貨物又は航空貨物で輸入することなどを条件に輸入が解禁されました。平成 27 年 10 月 23 日、関西空港に 700kg が、初輸入されました。

輸入検査の結果、所定条件を満たしており、また、検疫有害動植物の付着も認められず合格となりました。

なお、現在、マンゴー生果実の輸入が解禁されている国は、ベトナムのほか、フィリピン、タイ、台湾など 12 の国や地域です。その品種は、



ベトナム産カッチュー種マンゴー生果実

マニラスーパー種やアーヴィン種、ナンドクマイ種など様々ですが、カッチュー種の特徴は、卵形で果皮は黄緑色、果肉は黄色で、ベトナムのメコン川流域で栽培され、10 月から 6 月にかけて収穫されます。

(神戸植物防疫所関西空港支所)

EU向けカンキツ類生果実の輸出について

熊本県の西北に位置する熊本市河内地区は、有明海に面した気候温暖な地域で全国でも有数のミカンの産地として知られています。この地区で生産されたウンシュウミカンは、平成 21 年に英国に初めて輸出され、それ以降、毎年同国向けに輸出されています。

EU向けに日本産カンキツ生果実を輸出するためには、EUの植物検疫条件に基づいた輸出検査が必要です。主な条件は、①カンキツかいよう病及びミカンバエが未発生の園地で生産されること、②同病害虫を対象とした開花期と収穫前の栽培地検査、③園地及び選果こん包施設の登録、④果実の次亜塩素酸ナトリウムによる殺菌処理、などであり、これらの条件を満たしたものが、EUへ輸出されます。

この地区の輸出者は、今後英国以外のEU加盟国への輸出も視野に、生産園地の拡大を目指



EU 向けミカン栽培地検査（収穫前）

していることから、EU の植物検疫条件に基づいた園地での検疫措置などを説明するため、生産者など関係者との打合せを実施することとしています。

（門司植物防疫所鹿児島支所八代出張所）

沖縄大交易会（国際食品商談会）に 輸出植物検疫相談ブースを開設

平成 27 年 11 月 26、27 日の 2 日間にわたり、沖縄県宜野湾市の沖縄コンベンションセンターで国内最大規模の国際食品商談会「第 2 回沖縄大交易会」が開催されました。沖縄大交易会は、沖縄国際物流ハブを活用した県産品の販路拡大、全国特産品のアジア向け輸出の拡大などを目的とした商談会で、国内のサプライヤー 200 社及び台湾や香港など 16 の国と地域からのバイヤー 168 社が参加しました。

那覇植物防疫事務所では、会場内に設けられた公的機関相談ブースで輸出植物検疫に関するパネル展示や諸外国の輸出検疫条件一覧表の配布などによる情報提供を行うと共に、輸出植物検疫に関する相談対応を行いました。参加企業からは、アジア各国向けの紅イモやブルーベリーなど輸出を検討する商品の検疫条件や検疫手続きなどに関する相談がありました。



第 2 回沖縄大交易会会場

会場に相談ブースを設けることで、商談予定国の検疫条件などすぐに対応することができ、また、これから新たに輸出を考える企業に広く情報提供が行えたことから、農産物の輸出促進の取組の一環として、今後も積極的に対応したいと考えています。

（那覇植物防疫事務所輸出及び国内検疫担当）

お知らせ

試験研究のために輸入禁止品の輸入許可を申請される方へ 輸入許可条件が変わりました

試験研究の目的で植物防疫法の輸入禁止品に該当する有害動植物や土などを輸入する場合、管理場所の制限や、特別の管理条件を満たせば輸入が許可される制度（輸入禁止品の輸入許可）があります。このたび、この制度に関する輸入許可条件の一部が以下のとおり変更されました。輸入禁止品の輸入許可申請や管理にあたっては、変更点にご注意ください。

1 輸入期限の短縮

輸入禁止品の輸入期限が、原則、輸入の許可を受けた日から6か月以内（以前は許可申請から1年以内）となりました。期限内に輸入が完了できるよう計画的に手続きを行ってください。

2 使用記録の作成・保管の義務化

輸入禁止品を試験に使用する都度、使用量や使用者名などの記録を作成し、試験が完了するまで保管することが新たに義務づけられました。この記録については、輸入禁止品が適切に管理されているか植物防疫官が立会調査を行う時に確認しますので、正確に記録・保管してください。

詳細は植物防疫所ホームページ（<http://www.maff.go.jp/pps/j/law/daijinkyoka/index.html>）をご覧ください。

海外から輸入した中古車両や農業機械などに 土が付着していませんか！

海外の土は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づき、その輸入が禁止されています。土は、輸入植物の根回りに付着するほか、輸入される中古の車両や農業機械、建設機械及び建築資材などに付く可能性があります。

近年、輸入される品目の多様化に伴い、中古の機械・資材などを輸入する機会も増えていきます。これら品目に付着した土に潜んで、農産物に被害を及ぼす検疫有害動植物が国内に侵入する懸念が高まっています。

このため、土が付着するおそれがある品目を輸入する際は、輸出国で洗浄を徹底するなど、日本国内への土の持ち込みがないよう、十分ご注意願います。

また、海外から輸入した車両や機械・資材などに土が付着していた場合は、最寄りの植物防疫所へご連絡くださいますよう、お願いいたします。



農業機械などを輸入する際は、
土の付着がないようご注意下さい